

標準宅地一覧表のみかた

1 「標準宅地番号」欄

標準宅地とは、状況類似地域の主要な街路に沿接する宅地（一画地）のうち、形状、間口、奥行等の状況が当該地域において標準的なものと認められるものを選定（1地点ずつ）したものです。

標準宅地には一連番号を付しており、これを表示しています。

2 「用途地区区分」欄

標準宅地の存する状況類似地域の用途地区区分を、次のとおり略称で表示しています。

用途地区	高度商業Ⅰ地区	高度商業Ⅱ地区	繁華街地区	普通商業地区	普通住宅地区	併用住宅地区	大工場地区	中小工場地区
表示内容	高商Ⅰ	高商Ⅱ	繁華街	普商	普住	併住	大工	中小工

3 「所在」欄

標準宅地の所在を表示しています。

なお、標準宅地が複数筆で構成されている場合は、いずれか1つの筆の所在を表示しています。

4 「路線価」欄

主要な街路の路線価を千円単位で表示しています。

5 「令和6年度修正率」欄

土地の価格は総務大臣が定めた固定資産評価基準によって評価しています。主要な街路の路線価は、令和5年1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定評価から求めた価格等を活用し、これらの価格の7割を目途として付設しますが、その後、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に地価が下落していると認められる場合は、地価の下落を反映させるため、令和5年7月1日の地価調査価格等の地価動向を参考に、土地の価格の下落修正を行っています。

当欄には、状況類似地域ごとの修正率を表示しています。

6 「令和7年度修正率」欄

令和7年度の宅地の価格は、地目の変換等の特別の事情がない限り、基準年度（令和6年度）の価格を据え置いています。ただし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、令和6年7月1日の地価調査価格等の地価動向を参考に価格の下落修正を行っています。

当欄には、状況類似地域ごとの令和5年1月1日から令和6年7月1日までの地価下落の修正率を表示しています。